

令和5年和泉市議会第3回定例会議案書（報告その他議案等）目次

種別及び番号	件名	摘要
認定第1号	令和4年度和泉市一般会計決算認定について	P. 2
認定第2号	令和4年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について	P. 3
認定第3号	令和4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について	P. 4
認定第4号	令和4年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について	P. 5
認定第5号	令和4年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	P. 6
認定第6号	令和4年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 8
認定第7号	令和4年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について	P. 9
認定第8号	令和4年度和泉市公共浄化槽事業会計決算認定について	P. 10
認定第9号	令和4年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 11
報告第14号	令和4年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について	P. 13
報告第15号	令和4年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について	P. 14
議案第50号	令和4年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について	P. 16
議案第51号	令和4年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	P. 18
議案第52号	財産取得について（高規格救急自動車）	P. 21
議案第54号	財産取得について（（仮称）和泉市立槇尾学園給食室厨房機器一式）	P. 23
議案第55号	財産取得について（老松鸚哥図）	P. 25

認定第 1 号

令和4年度和泉市一般会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度和泉市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 2 号

令和4年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 3 号

令和4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 4 号

令和4年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度和泉市介護保険事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 5 号

令和4年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 1 号から第 5 号までの参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

(決算)

第233条 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに
議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

認定第 6 号

令和4年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度和泉市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 7 号

令和4年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度和泉市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 8 号

令和4年度和泉市公共浄化槽事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度和泉市公共浄化槽事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 9 号

令和4年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度和泉市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 6 号から第 9 号までの参考資料

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

(決算)

第30条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（中略）に付さなければならない。

5～9 略

報告第 14 号

令和4年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和4年度決算に基づく和泉市健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

(単位：パーセント)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.55)	— (16.55)	6.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 () 内は、早期健全化基準を記載

報告第 15 号

令和4年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和4年度決算に基づく和泉市資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

(単位：パーセント)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
公共下水道事業会計	—
公共浄化槽事業会計	—
病院事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示

報告第 14 号及び第 15 号参考資料

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）抜粋

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 略

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 略

議案第 50 号

令和4年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度和泉市水道事業会計決算に伴う剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和4年度 和泉市水道事業剩余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	剩余金					資本合計	
		資 本 剩余金	利益剩余金					
			減債積立金	建設改良 積 立 金	未 処 分 利益剩余金	利益剩余金 合 計		
前年度末残高	10,484,359,175	0	270,000,000	1,382,059,714	503,153,951	2,155,213,665	12,639,572,840	
当年度変動額	0	0	△267,195,600	△132,838,762	675,943,105	275,908,743	275,908,743	
減債積立金の取崩し	0	0	△267,195,600	0	267,195,600	0	0	
建設改良積立金の取崩し	0	0	0	△132,838,762	132,838,762	0	0	
当年度純利益	0	0	0	0	275,908,743	275,908,743	275,908,743	
当年度末残高	10,484,359,175	0	2,804,400	1,249,220,952	1,179,097,056	2,431,122,408	12,915,481,583	
議会の議決による処分額	395,306,894	0	300,000,000	0	△695,306,894	△395,306,894	0	
減債積立金の積立	0	0	300,000,000	0	△300,000,000	0	0	
資本金への組入れ	395,306,894	0	0	0	△395,306,894	△395,306,894	0	
当年度末処分後残高	10,879,666,069	0	302,804,400	1,249,220,952	483,790,162	2,035,815,514	12,915,481,583	

議案第 51 号

令和4年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度和泉市公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和4年度 和泉市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	剰余金				資本合計	
		資本剰余金	利益剰余金				
			減債積立金	未処分利益 剩 余 金	利益剰余金 合 計		
前年度末残高	6,966,397,299	0	390,000,000	501,594,408	891,594,408	7,857,991,707	
当年度変動額	166,000,281	0	△290,718,530	775,127,070	484,408,540	650,408,821	
資本金の受入	166,000,281	0	0	0	0	166,000,281	
減債積立金の取崩し	0	0	△290,718,530	290,718,530	0	0	
当年度純利益	0	0	0	484,408,540	484,408,540	484,408,540	
当年度末残高	7,132,397,580	0	99,281,470	1,276,721,478	1,376,002,948	8,508,400,528	
議会の議決による処分額	290,718,530	0	580,000,000	△870,718,530	△290,718,530	0	
減債積立金の積立	0	0	580,000,000	△580,000,000	0	0	
資本金への組入れ	290,718,530	0	0	△290,718,530	△290,718,530	0	
当年度末処分後残高	7,423,116,110	0	679,281,470	406,002,948	1,085,284,418	8,508,400,528	

議案第 50 号及び第 51 号参考資料

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 每事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3、4 略

議案第 52 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 21,670,000円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市此花区北港一丁目4番64号
大阪トヨペット株式会社法人営業部
部長 篠塚 透 |

議案第 52 号参考資料

- 1 納入場所 和泉市消防本部
- 2 納入期限 令和6年2月22日
- 3 取得内容 高規格救急自動車 1台

議案第 54 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | (仮称) 和泉市立槇尾学園給食室厨房機器一式 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 38,500,000円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市東淀川区豊里七丁目6番13号
株式会社アイホー大阪支店
支店長 松石 康之 |

議案第 54 号参考資料

1 納入場所 和泉市仏並町198番地
(仮称) 和泉市立槇尾学園

2 納入期限 令和6年8月19日

3 取得内容 冷凍冷蔵庫 1台
ガラス扉パースルーカ冷蔵庫 2台
電気式食器消毒保管機 1台
電気式食缶消毒保管機 1台
牛乳保冷庫 2台 ほか

議案第 55 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | ろうしょういんこす
老松鸚哥図 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 取得予定価格 | 25,000,000円 |
| 4 取得の相手方 | 東京都中央区日本橋三丁目8番5号
株式会社壺中居
代表取締役 松浪 幸夫 |

議案第 55 号参考資料

- 1 納入場所 和泉市内田町三丁目 6 番 12 号
和泉市久保惣記念美術館
- 2 納入期限 令和 5 年 1 月 30 日
- 3 取得内容 「老松鸚哥図」 まるやまおうきよ 円山応挙 筆 1 幅